

添付法令資料 3 :

知的財産分野における犯罪行為の捜査の管理に関する2023年1月3日付
インドネシア共和国法務人権大臣規則No. 1 (目次)
同月 6 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 地位、職責範囲及び責任 (第 2 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 告訴
 - 第 1 節 告訴の主体 (第 8 条)
 - 第 2 節 告訴の手続 (第 9 条)
- 第 4 章 監督、観察、調査及び取調べ
 - 第 1 節 監督、観察、調査及び取調べの運営 (第 10 条)
 - 第 2 節 監督、観察、調査及び取調べの実施 (第 11 条ないし第 16 条)
- 第 5 章 捜査
 - 第 1 節 通則 (第 17 条ないし第 22 条)
 - 第 2 節 計画 (第 23 条)
 - 第 3 節 事件処理基準 (第 24 条ないし第 27 条)
 - 第 4 節 組織化 (第 28 条及び第 29 条)
 - 第 5 節 実施 (第 30 条)
 - 第 1 款 捜査開始通知書の送付 (第 31 条)
 - 第 2 款 事件発生場所の処理 (第 32 条)
 - 第 3 款 取調べ (第 33 条ないし第 47 条)
 - 第 4 款 事件記録の処理 (第 48 条)
 - 第 5 款 検察官への事件記録の送致 (第 49 条)
 - 第 6 款 被疑者及び証拠物の送致 (第 50 条)
 - 第 7 款 捜査の終了 (第 51 条)
 - 第 8 款 捜査の委任 (第 52 条及び第 53 条)
 - 第 9 款 捜査の運営 (第 54 条及び第 55 条)
 - 第 6 節 統括
 - 第 1 款 捜査の統括 (第 56 条)
 - 第 2 款 捜査責任者 (第 57 条ないし第 59 条)
- 第 6 章 調停 (第 60 条ないし第 64 条)
- 第 7 章 終則 (第 65 条)